

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省7(Ⅰ-6-3))

*厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)		原子爆弾被爆者等を援護すること(施策目標Ⅰ-6-3) 基本目標Ⅰ：安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標6：健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、必要な医療等を確保すること			担当 部局名	健康・生活衛生局総務課指導調査室	作成責任者名	指導調査室長 清水 彰				
施策の概要		本施策は、被爆者(被爆者健康手帳の交付を受けた者)に対する保健・医療・福祉にわたる総合的な援護施策を講じる観点から、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)」に基づき、被爆者に対して医療の給付、諸手当の支給、原爆養護ホームの運営、調査研究事業など総合的な施策を実施するとともに、被爆の実相を世代や国境を越えて伝えるため、被爆建物・樹木の保存や、被爆体験の伝承者を国内外へ派遣する事業を推進する。										
施策を取り巻く現状		現在、原爆被爆から80年以上経過しており、被爆者の平均年齢は85歳を超えた。被爆者は年々減少しており、令和7年3月末現在被爆者数は、99,130人となっている。被爆者に対する手当の受給者数としては、健康管理手当の受給者が81,120人と一番多く、加齢に伴う慢性的な疾患をもつ被爆者が多いことが予想される。 被爆者数の推移は、平成30年度：145,844人、令和元年度：136,682人、令和2年度：127,755人、令和3年度：118,935人となっており、毎年約9千人減少している。 ※令和4年度以降については、「黒い雨」訴訟により、被爆者認定の数が増加し、減少数が令和4年度で5千人程度、令和5年度で7千人程度、令和6年度で7.5千人程度となっている。										
施策実現のための課題		1	原爆被爆者対策については、被爆者が受けた放射能による健康被害という他の戦争被害とは異なる「特殊の被害」であることに鑑み、援護施策として、健康診断や医療費の支給等を行う。 被爆後80年以上が経過し被爆者の高齢化が進む中、介護等の必要性も高まっており、引き続き、被爆者に寄り添い、施策を実施していく必要がある。(令和7年3月末現在：被爆者数：99,130人。平均年齢：86.13歳)									
		2	これまで、被爆者本人が被爆体験を語ることで、戦争を知らない世代への語り継ぎが行われていたが、被爆後80年以上が経過し、すでに被爆者の多くが亡くなり、現在生存している被爆者も高齢化しているため、被爆の実相・平和への思いを次世代へ継承することが課題となっている。 これに対して、被爆者に代わり、被爆者の家族などの被爆者でない者が「被爆体験伝承者(家族・交流証言者)」として被爆体験談を受け継ぎ、小中学校の生徒など若い世代に講話や朗読を行う取組が広島市及び長崎市において行われているところ。厚生労働省では、その取組を全国及び海外へも広げるため、「被爆証言者(被爆者本人)」、「被爆体験伝承者(家族・交流証言者)」及び「被爆体験記朗読ボランティア」(これらを総じて「被爆体験伝承者等」。以下同様。)の派遣にかかる調整や費用の支援を平成30年度から行っている。									
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係					達成目標の設定理由					
		目標1 (課題1)	被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策として、健康診断の実施や医療費、手当の支給等を講じる。			原子爆弾の放射能に起因する健康被害に苦しむ被爆者の健康の保持及び増進並びに福祉を図るため。						
		目標2 (課題2)	世界唯一の原子爆弾の被爆国として、被爆の実相・平和への思いを国内・国外に伝えていく。			世界唯一の原子爆弾の被爆国として、被爆の実相・平和への思いを国内・国外に伝えていくため。						
達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	目標値	年度ごとの目標値(参考値) 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
		基準年度		目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			令和7年度	
①	被爆者健康診断受診率 (アウトプット)	前年度受診率 ×過去3年の平均増減率	前年度	前年度受診率 ×過去3年の平均増減率	毎年度	45.7%	39.8%	46.7%	49.8%	49.8%	・ 被爆者に対する健康診断の実施(原則年2回)は、各被爆者の健康状況を予め把握することにより、疾病の早期発見・早期治療が可能となり、被爆者の健康の保持・増進を図る上で効率的な手段であることから、この受診率を測定指標として選定した。 ・ なお、少なくとも年1回の受診により各被爆者の健康状況を把握することで、健康の保持・増進に資することから、受診率は受診件数を被爆者健康手帳所持者数で除したものとしている。	・ 被爆者が高齢化し、長期入院等のため受診者数は減少傾向にある中で、受診率の直近の減少トレンドを考慮した受診率(＝前年度受診率×過去3年の平均増減率)を目標値としつつ、減少トレンドより上回る受診率の達成を目指す。 (参考)令和3年度実績：49.8%(59,265件)、令和4年度実績：49.9%(56,664件)、令和5年度実績：49.7%(53,085件)、令和6年度実績：48.8%(48,366件)
						49.8%	49.9%	49.7%	48.8%			

達成手段1 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額	予算額				
		執行額	執行額				
(1)	原爆被爆者健康診断費交付金 (昭和32年度)	※	※	※	1	※	002202
		※	※				
(2)	原子爆弾被爆者医療費 (昭和32年度)	※	※	※	-	※	002193
		※	※				
(3)	原爆被爆者介護手当等負担金 (昭和43年度)	※	※	※	-	※	002201
		※	※				
(4)	原爆被爆者手当交付金 (昭和43年度)	※	※	※	-	※	002203
		※	※				
(5)	原爆被爆者保健福祉施設運営費等補助金 (昭和43年度)	※	※	※	-	※	002200
		※	※				
(6)	原爆被爆者葬祭料交付金 (昭和44年度)	※	※	※	-	※	002204
		※	※				
(7)	原爆症調査研究委託費(原爆被爆者の生物試料の保管及び活用に関する研究) (昭和44年度)	※	※	※	-	※	002194
		※	※				
(8)	原爆症調査研究委託費(原爆被爆者の臨床情報の保管及び活用に関する研究) (昭和49年度)	※	※	※	-	※	002195
		※	※				
(9)	毒ガス障害者対策費 (昭和49年度)	※	※	※	-	※	002209
		※	※				
(10)	特定疾患調査委託費 (昭和49年度)	※	※	※	-	※	002210
		※	※				
(11)	放射線影響研究所補助金 (昭和50年度)	※	※	※	-	※	002207
		※	※				
(12)	被爆二世健康診断調査委託費 (昭和54年度)	※	※	※	-	※	002197
		※	※				
(13)	老人保健事業推進費等補助金(原爆分) (昭和57年度)	※	※	※	-	※	002192
		※	※				
(14)	原爆被爆者対策費 (昭和61年度)	※	※	※	-	※	002208
		※	※				
(15)	国際交流調査研究事業 (平成8年度)	※	※	※	-	※	002196
		※	※				
(16)	在外被爆者渡日支援事業等委託費 (平成14年度)	※	※	※	-	※	002199
		※	※				
(17)	土地借料 (平成14年度)	※	※	※	-	※	002205
		※	※				
(18)	被爆体験者精神影響等調査研究委託費 (平成14年度)	※	※	※	-	※	002198
		※	※				
(19)	広島原爆体験者に対する相談支援事業 (平成25年度)	※	※	※	-	※	002211
		※	※				
(20)	広島原爆体験者調査等委託費 (令和3年度)	※	※	※	-	※	003030
		※	※				

達成目標2について														
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績値									
		令和3年度			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度						
○2	被爆体験伝承者等の派遣件数 (アウトプット)	629件	令和元年度	前年度以上	令和7年度		—	前年度以上	前年度以上	令和元年度(629件)以上	前年度(883件)以上	・ 被爆の実相・平和への思いを次世代へ継承する必要があることから、広島市・長崎市が養成、研修している被爆体験伝承者等を国立原子爆弾被爆者追悼平和祈念館において、国内、国外へ派遣した件数を測定指標に選定した。	被爆体験伝承者等を国内・国外へ派遣することで、世界唯一の原子爆弾の被爆国として、被爆の実相・平和への思いを伝承されることが期待される。コロナ禍を経て、令和3年度以降は実績が増加してきているが、コロナ禍の反動(外部要因)が増加理由の一つと考えられる。今後、も着実に事業を実施する観点から、令和7年度の目標値については前年度(883件)以上とした。	
達成手段2 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等					行政事業レビューシート予算事業ID			
		予算額	予算額											
		執行額	執行額											
(21)	原爆死没者追悼平和祈念館運営委託費 (平成14年度)	※	※	※	—	※					002206			
		※	※											
施策の予算額(千円)		令和5年度				令和6年度				令和7年度			政策評価実施予定 時期	令和5年度
		118,678,021				114,807,950				109,522,246				
施策の執行額(千円)		90,103,153				85,862,512								
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称							年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
		「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の判決に関しての内閣総理大臣談話							令和3年7月27日(閣議決定)		政府としては、本談話をもってこの判決の問題点についての立場を明らかにした上で、上告は行わないこととし、84名の原告の皆様には被爆者健康手帳を速やかに発行することといたします。また、84名の原告の皆様と同じような事情にあった方々については、訴訟への参加・不参加にかかわらず、認定し救済できるよう、早急に対応を検討します。			
		第208回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣所信表明演説							2022年2月25日		原子爆弾被爆者援護施策については、広島黒い雨訴訟判決を踏まえた運用を本年四月から開始し、救済できるよう迅速に取り組むとともに、保健、医療、福祉にわたる総合的な援護施策を進めてまいります。			

(※)「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業(「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの)の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」(<https://rssystem.go.jp/top>)の行政事業レビューシートを参照。